

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県火薬類取締法関係手数料条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 5 号	法 規 集	第 5 編第 6 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局工業保安課		
条 例 の 概 要	火薬類取締法に規定する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な条 例か。)	本条例に規定する火薬類取締法に関する事務は、許可申請者や試験の受験者など特定の者のために行うものであり、その事務に係る手数料に関する事項を定めた条例は必要である。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	本条例に規定する事務に関する手数料の額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されており、本県においては、当該政令で定める金額と異なる額を定める特段の事情がないことから、本条例において同額の手数料を定めている。なお、平成 20 年 12 月に当該政令の改正があったため、現行の手数料と実費を勘案した手数料の額を踏まえて改正を検討する。 また、本条例では、指定試験機関が行う試験を受ける場合の手数料の取扱いを定めており、指定試験機関による試験の円滑な実施のために有効な規定となっている。	手数料収入額 平成 17 年度 11,001 千円 平成 18 年度 9,485 千円 平成 19 年度 10,458 千円
	効率性 (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	本条例に規定する事務のうち試験事務、免状交付事務については、外部に委任又は委託しており、効率的に事務を執行している。	
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	本条例に規定する事務のうち試験事務、免状交付事務については、外部に委任又は委託しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令 に抵触しな いか。)	地方自治法及び火薬類取締法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	政令改正を踏まえ、試験手数料の額の改定を行う必要がある。	平成 21 年 2 月定例会に条例の改正案を提案
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)